

平成22年度第5回 税制調査会後の記者会見録

日 時：平成22年10月28日（火）19時37分～

場 所：合同庁舎4号館11F 共用第1特別会議室

○尾立財務大臣政務官

それでは、第5回税制調査会が終了いたしましたので、ブリーフを行わせていただきたいと思います。

まず、初めに総務副大臣からお願いいたします。

○鈴木総務副大臣

前半は地方3団体の代表から御意見を伺いましたので、私からお話を申し上げたいと思います。

本日は、全国知事会の地方税制小委員会委員長で富山県知事の石井さんと、全国市長会会長で長岡市長の森さん、そして、全国町村会の副会長、山口県和木町長の古木さんのお三方に来ていただいて、地方の立場で税制に対する御意見をお聞かせいただきました。

それぞれお三方から大変多岐にわたってお話があったわけではありますが、まず、知事会の方からは地方消費税の引上げを含む地方税改革の実現という話。

二つ目には、仮称でありますけれども、地方環境税の創設と地球温暖化対策税の創設に伴って、地方税財源の確保というお話でありました。

三つ目には、地球温暖化対策関係税の全体のイメージといったお話もございました。

四つ目には、地方法人課税の堅持。

五つ目には、地域間の財政力格差を是正する地方交付税の機能の復元・強化。

最後に、23年度の地方交付税の概算要求といったようなお話がありました。

全国市長会の森長岡市長の方からは、国と地方は対等であると。そういう中で、国、県、市の政策は、市民にすれば一緒なのだと。したがって、そういう視点で、国がやることも市がやることも、同じ基盤といいますか、同じような考え方でやっていきたいと。これは逆に言えば、そういう意味でしっかりと財源を出してくれと、こういう話になるかと思いますが、いずれにいたしましても、国と地方を併せて、いわゆる国家財政というものを考えていってもらいたいと、このようなお話であったと思います。

それから、全国町村会の副会長である古木町長からは、国から地方への税源移譲、それから個人住民税の充実確保、それから法人住民税の充実確保、固定資産税の安定的確保、ゴルフ場利用税の堅持、地球温暖化対策税の創設といった御意見がございました。

その後、委員からも質問が出まして、ある種、限られた時間ではありましたが、非常に活発な意見交換ができたのではないかと、このように思っております。

私の方からは、とりあえず、以上です。

○尾立財務大臣政務官

それでは、省庁要望について少しだけお話しさせていただきたいと思います。お聞きのとおりでございますが、今日は、農林水産省と経済産業省からそれぞれ要望をお聞きしたところでございます。中身については質問にお答えする形でと思いますが、法人税の議論の今後の動きについて私の方から申し上げますと、近日中にもう一度深い議論ができる場を持ちたいと思っております。

そして、同じ税調の中に租特等課税ベース拡大P Tがございますが、ここでも経済団体、労働界からヒアリングを行ってまいりたいと思っております。経産省から財源論について、今日、一定の項目が出てきたことについては、大変高く評価したいと思いますが、御案内のとおり中身についてはまだまだでございますので、その辺りを詰めていければと思っております。

以上です。

それでは、お願いします。

○記者

尾立政務官にお尋ねします。今も触れていただいたのですが、法人税引下げの経産省ヒアリングの関係ですけれども、財源の問題で、所要財源の規模、2兆円と1兆円の開きですとか、財源に経済効果による増収分も見込むなど、随分議論の前提に隔たりのあるのかなという印象を持ったんですが、その点を中心に受け止めをお聞かせください。

○尾立財務大臣政務官

質疑の中でも申し上げましたけれども、減収額、逆に言うと必要となる財源がどのくらいなのかという発射台のところでございますが、正式に経産省から税調に対して、1兆円だという試算が出てきたわけです。

一方、今、お話がございました2兆円というのは、まだ税調本体に提案をしておりません。租特等P Tの中で、今粗々の推計をしているところなので、まず、改めて税調の中できちっとこちらも御提示していきたいと思っております。

もう一つ、経済効果による自然増、時間軸的に考えろという御下命でしたけれども、マクロ経済モデル等と企業アンケートが中心になっておりますので、会議の中でも言いましたように、このアンケートの中身がどのようなものかということを見せさせていただかないと、時間軸で考えろと言われても、それ以前のベースのところはまだ確証が持てないところです。

○記者

池田副大臣からは、法人税の世界だけではなくて、もっと幅広い世界で財源を確保すべきだという御指摘もあったのですけれども、その点について、今までは、「企業関係税制で」と五十嵐副大臣はおっしゃっていたと思うのですけれども。

○尾立財務大臣政務官

これは、正に経産省自身が作成されたペーパーの中にも出ておりますように、法人税率を5%引き下げる際、課税ベースの拡大を含め、財源確保に留意するというところで、私どもとしましては、まず、法人関係税制の中で見つけていただきたいということをお願い申し上げます。

○記者

池田副大臣の方から、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則について、単年度ではなく見てほしいというお話がありましたけれども、税調のお考えとしては、歳入の入りと出の部分というのは、あくまでも年度で見るとか、それとも複数年的に見るとかということがあり得るのか、その辺りを教えてください。

○尾立財務大臣政務官

現時点では、単年度ということでございます。

○記者

あくまでも例外はないということよろしいですか。

○尾立財務大臣政務官

はい。

○記者

財源のところ、経産省から減価償却と繰越欠損金という項目を出しています。この項目については、前回PTの方でいろいろ挙げた中に入っているものと見出し的には一致しているのかと思うのですが、そういう面で、ここの部分の減税的な措置をしているところを見直すところは、今後税調としても前向きに考えていくというか、取り組むと考えてよろしいですか。

○尾立財務大臣政務官

租特の見直し、減価償却費の見直し、繰越欠損金の使用制限ということで、非常に具体的に提案がありました。この辺りは、我々の考え、スコープの範囲の中に入っておりますので、しっかり深掘りをして、先方は5,000億円、6,000億円程度とおっしゃっておりますけれども、この規模感も含めて、中身も含めて議論できるようになったと思って喜んでおります。

○記者

尾立政務官にお尋ねいたします。同じく法人税の実効税率に関連してなのですが、池田副大臣から、ナフサについてはやはり恒久化をお願いするということでした。政務官からは、地球温暖化対策税との絡みで考える必要があるのではないかとということですが、改めてもう少しこのナフサの免税についての御見解をお聞きしたいと思います。

もう一点は、農林水産関係の要望もありましたけれども、肉・乳牛や林業、森林所有者の関連の要望が出ておりましたけれども、現時点でどのように農林水産の要望について対応するお考えなのかお聞かせ願います。

○尾立財務大臣政務官

1点目のナフサを中心とする原料免税ですけれども、大事なのは、私が最初に申し上げましたように、温暖化の視点ともう一つ忘れてはいけないのが国際競争力の両立をいかに図っていくかということかと思っております。そういう意味で、温暖化という面では、まるまるナフサに今の税率をかけるということは想定しておりません。そんな中でも工夫の余地があるのではないかということで、例えばオフガスのような例が出ておりましたので、そういうところはお互いに検討していけると思っております。

もう一点は、農林水産関係の御質問ですけれども、こちらも、いわゆる租特の典型例のようなものがあって、非常に皆さん方にも注目される場所ですけれども、これも当然、私が既に申し上げましたように、これまでの弊害というか、問題視されてきた点は指摘したとおりでございます。ちょうどこの租特に関しては、党の方も今意見を集約しているところですので、その党の提言なども踏まえながら、我々の主張どおりいけるのかどうか検討していきたいと思っております。

○記者

財源の話ですが、先ほど冒頭に、近日中に深い議論の場を設けたいというお話がありましたけれども、一方で11月8日に租特のPTで、PTとしての財源をまとめるという話があって、それまでに経産省との調整をやるのか、あるいは、8日の場ではあくまでPTとしての案をまとめるという理解なのかどうかをお願いします。

○尾立財務大臣政務官

PTはPTで進んでおります。やはり税調としてはもう一度、経済産業省と深い議論を税調の中でしていければと思っております。まだ日程については未定ですが、8日の前にと考えています。

○記者

基本的には、11月8日に出される財源案を基に、経産省なり経済界なりといろいろ調整が本格化していくという段取りでよろしいでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

はい。そのように捉えていただいて結構です。

○記者

細かい点で恐縮ですけれども、先ほど600社のアンケートの件で、中身を見せてもらわないと分からない、確証が持てないというお話でしたが、逆に言えば、確証が持てれば考えることがあり得るのかということだけ、念のためお伺いします。

○尾立財務大臣政務官

それは見てみないと分かりません。

それともう一点、先ほどの御質問に訂正があります。11月8日はヒアリングということで、まとめではございません。

○記者

税調内の議論の話とかぶって恐縮ですが、法人税のパラドックスの話が出ていたと思うのですが、冒頭の質問ともかぶりますが、この法人税のパラドックス、また、今日の経産省の数字のことについて税調内で発言がございましたが、改めて政務官のお考えをお聞かせいただけますか。

○尾立財務大臣政務官

私の手元のデータは、イギリス、米国、ドイツ等々、OECD各国、先進国あるのですが、いずれもやはり2003年を境に右肩上がりになっておりますし、日本でも上がっているのは御承知のとおりです。そういう意味で、法人税率を下げたから税収が上向いたということでは必ずしもないと思っております。

○記者

社会保険料の負担の件で篠原副大臣から指摘がありましたけれども、尾立さんほどのように、要するに、アジアと比べたら確かに合わせたら低いけれども、ヨーロッパと比べると、という論議についてお聞かせください。

○尾立財務大臣政務官

全くそういう視点も大事かと思って聞いておりました。特に韓国は、私もよく行きますけれども、社会保障制度というものについてほとんど公的なものがない中で、その国と熾烈な競争をするということは、やはり非常に競争条件がそもそも違いますから、難しいのだろうと思っております。

○記者

法人税の減税についてですが、法人税を減税すると、当然地方税の影響もありますし、今回、今日も知事会等も強く要望しておりました。

それで確認ですけれども、今後、経産省との交渉の中で、財源確保については、当然地方税の分についても強く求めていくということですか。

○尾立財務大臣政務官

そうですね。これはPTの中で検討してきた課題ですけれども、やはり相当影響があります。平均で3,000億円というのが試算で出ておりますので、遮断をするのか、連動させるのか。当然、今の法律のままですと連動しておりますので、どう対応するのか。普通に考えるならば、その分も減収額として考えなければいけないと思っております。

○逢坂総務大臣政務官

今の質問も当然な質問で、特に今日の説明を聞いてもわかるとおり、社会保障関係経費が非常に伸びているということと、それから、三位一体改革の傷がまだ全く癒えていないというのが現状であると思えます。

そういう中で、交付税の財源になっている法人税、あるいはそもそも法人住民税の基礎になっている法人税が下がるということは自治体にとって大変なことです。そこは何とかしなければならぬというふうに、当然なると思えます。

それと、もう一つ言わせていただきますと、今日の発言の中で、地方の決算が黒字で、国が赤字であるという話がありましたけれども、ここは是非、記者の皆さんも間違わないでいただきたいのですが、地方財政は原則的には歳入の範囲でしか予算が組めないのです。歳入の範囲でしか予算が組めないから、黒字にならざるを得ない。黒字になる構造であるということです。

その分をどうやって埋めているかといいますと、この10年余り10兆円近く予算規模を縮小しているということで、何とか黒字ラインを保たざるを得ないというのが現状ですので、この点だけは誤解のないようによろしくお願ひしたいと思います。

○記者

それに関連して逢坂政務官にお伺ひしたいのですが、法人住民税とか法人事業税を考えたときに、例えば、より安定な形にするために均等割部分を増やすという手があると思うんです。

その一方で、今回は国の競争力を高めるためなのですから、財源については国にお願ひせざるを得ないという考え方もあると思うんですけれども、総務省としては地方のことを考えてどういうお立場ですか。

○逢坂総務大臣政務官

均等割を増やすという考え方は勿論、なくはないとは思いますがけれども、均等割というものは御案内のとおり、赤字法人であっても払わざるを得ないものでありますから、それは、もし仮にその道を選択するとした場合に、それではどういう部分に均等割を増やしていくのかというのは十分議論しなければならないことであると思います。

○記者

そうしますと、今回、例えば法人税率を下げることになった場合は、財源措置は何か国の方でお願ひしたいという形になるわけですか。

○逢坂総務大臣政務官

何とか国の方でお願ひしたいということではなくて、税の構造そのものが密接不可分で、つながっている部分があるわけです。例えば法人住民税の算定の基礎になるのは法人税額でありますから、法人税額は当然、国税の方で決まってくるわけですから、そのどちらかでお願ひするとか、しないとかということではなくて、一体のものとして考えていくというのが私は筋であると思っています。

○記者

今日、石油・石炭税の強化のことを経産省は地球温暖化対策税のことで例を言っていました、余り議論がなかったように思います。そして、新しく地方環境税（仮称）とおっしゃっていましたがけれどもまたもう一つの案も出て、あと、環境省も温暖化対策税というものは別の案を出しているわけで、政府としてはこれをどういうふうにとめていくおつもりでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

おっしゃるように、環境省と経済産業省の2案があります。それで、今、直接的には党の税制改正PTの小委員会で議論をしてもらっているところですが、その提言が11月中旬ぐらいにはまとまって、御提言を中間報告いただくということになりますので、それも拝見しながら税調の中で議論を進めることになると思います。

よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

[閉会]